

コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

(注) 以下の記載中の条文番号は、特に記載のない限り、銀行告示の該当条項を指します。

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
1	「社外流出予定額を除く。」とあるが（第5条第1項第1号、第6条第1項第1号及び第7条第1項第1号並びに第17条第1項第1号、第18条第1項第1号及び第19条第1項第1号）、これは現行の告示の取扱いとの継続性を考慮したものか。	貴見のとおりです。
2	「普通株式に係る新株予約権」の要件（第5条第1項第3号及び第17条第1項第3号）を明示いただきたい。	現在検討中であり、今後公表するQ & A等において明確化する予定です。
3	会社法第108条第1項第2号は、残余財産の分配について他の株式よりも劣後する内容の種類株式の発行を認めている。したがって、「残余財産の分配について、最も劣後するものであること。」とあるが（第5条第3項第1号及び第17条第3項第1号）、この規定は、「残余財産の分配について、他の株式よりも残余財産の分配について劣後する内容の特別の定めのある株式に対する場合を除き、最も劣後するものであること。」とすべきはないか。	会社法の規定により種類株式の発行が容認されていることを理由として、資本調達手段についてバーゼル3テキストにおいて求められている要件を緩和することは適当でないと考えられます。
4	「倒産手続（破産手続、再生手続、更生手続、特別清算手続又は承認援助手続をいう。以下同じ。）」とあるが（第5条第3項第9号）、外国で申し立てられた手続である承認援助手続については除外いただきたい。	ご意見を踏まえ、関連条文を修正します。
5	「取得に必要な資金が発行者により直接又は間接に融通されたものでないこと。」とある（第5条第3項第11号、第6条第4項第12号及び第7条第4項第8号並びに第17条第3項第	これらの規定の趣旨に反しない限りにおいて、要件に抵触しないものと考えられます。

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>11号、第18条第4項第12号及び第19条第4項第8号)。この要件について、例えば、普通株式の公募や株主割当増資の際に、一般投資家が、発行者である銀行や発行体グループに属する銀行から資金用途を限定せずに調達した資金により取得するような場合は、要件に抵触しないものと解釈してよいか。</p>	
6	<p>「株主総会、取締役会その他の法令に基づく権限を有する機関の決議又は決定に基づき発行されたものであること。」とあるが（第5条第3項第13号及び第17条第3項第13号）、例えば、一定の事由が生じたことを条件として発行者が普通株式を取得する旨の取得条項に基づき普通株式が発行される場合や、新株予約権の行使により普通株式が発行される場合等もあるが、このような場合も、実質的にこの要件を満たすものと考えてよいか。</p>	<p>そのような資本調達手段が株主総会又は法令上権限を有する取締役会の決議に基づき発行されたものである場合等、この規定の趣旨に反しない場合については、実質的に要件を満たすものと考えて差し支えありません。</p>
7	<p>「当該特別目的会社等の親法人等である銀行がその総株主等の議決権の全てを保有すること。」とあるが（第6条第3項第4号及び第7条第3項第4号並びに第18条第3項第4号及び第19条第3項第4号）、この規定はバーゼル3テキストでは求められていないため、削除すべきではないか。</p>	<p>特別目的会社等の発行する資本調達手段（第6条第1項第4号及び第7条第1項第4号並びに第18条第1項第4号及び第19条第1項第4号）を、あたかもその親法人等である銀行が自ら直接発行しているものと同視して基礎項目に算入する取扱いであることに鑑み、要件として求めているものです。</p>
8	<p>特別目的会社等がその他Tier1資本調達手段の発行により調達した資金をその親法人等である銀行に回金する場合には、回金手段もその他Tier1資本調達手段の要件（第6条第4項各号）を満たすことが要件として定められている（第6条第3項第3号）。これを前提とすれば、例えば、回金手段が固定金利のローンである場合には、回金手段に係るその他Tier1資本調達手段の要件のうち「剰余金の配当又は利息の</p>	<p>要件を満たすか否かについては、個々のケースに応じて個別具体的に検討することになります。</p>

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>支払の停止を発行者の完全な裁量により常に決定できること。」との要件（第6条第4項第7号イ）は形式的には満たさないものと考えられる。しかし、親法人等である銀行が特別目的会社等の議決権の全部を保有することが要件として定められている点（第6条第3項第4号）や、その議決権株式に係る利益配当請求権とを併せ考えれば、実質的に第6条第4項第7号イの要件を満たすと解釈することは可能か。</p>	
9	<p>会社法上の「残余財産」は、債務を弁済した後でなければ分配できない（会社法第664条）。このため、負債性資本調達手段の場合について、「残余財産の分配について、発行者の他の債務に対して劣後的内容を有するものであること。」との要件（第6条第4項第2号及び第7条第4項第2号並びに第18条第4項第2号及び第19条第4項第2号）は、どのように解釈すればよいか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、負債性資本調達手段の場合にも整合的となるよう、関連条文を修正します。</p>
10	<p>「償還（等）を行う蓋然性を高める特約」とあるが（第6条第4項第4号及び第7条第4項第4号並びに第18条第4項第4号及び第19条第4項第4号）、どのようなものが該当するのか。</p>	<p>現在検討中であり、今後公表するQ&A等において明確化する予定です。</p>
11	<p>「発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還（等）を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合」とあるが（第6条第4項第5号及び第7条第4項第5号並びに第18条第4項第5号及び第19条第4項第5号）、これには、いわゆる regulatory call や、tax call が該当するという理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。なお、今後公表するQ&A等において明確化する予定です。</p>

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
12	<p>「剰余金の配当額又は利息の支払額が発行者の信用状態を基礎として算定されるものでないこと。」とあるが（第6条第4項第9号及び第7条第4項第7号並びに第18条第4項第9号及び第19条第4項第7号）、LIBOR、TIBORをベースにした変動利率を設定することが、この規定に抵触しないことを明確化していただきたい。</p>	<p>LIBOR、TIBORをベースとした変動金利を設定することは差し支えありません。そのような趣旨が明確になるよう、関連条文を修正します。また、今後公表するQ&A等において具体的に明確化する予定です。</p>
13	<p>「発行者の倒産手続に関し当該発行者が債務超過にあるかどうかを判断するに当たり、当該発行者の債務として認識されるものでないこと。」とあるが（第6条第4項第10号及び第18条第4項第10号）、この要件を満たす場合を明示いただきたい。</p>	<p>要件を満たすか否かについては、個々のケースに応じて個別具体的に検討することになります。</p>
14	<p>「一定の水準」とあるが（第6条第4項第11号及び第18条第4項第11号）、その内容を具体的に示していただきたい。</p>	<p>現在検討中であり、今後公表するQ&A等において明確化する予定です。</p>
15	<p>「元本の削減」とあるが（第6条第4項第11号及び第18条第4項第11号）、いったん元本が削減され、その後、普通株式等Tier1比率が特定の水準を上回った場合には元本を回復させるという商品設計をしたとしても、この要件を満たすものと考えてよいか。</p>	<p>現在検討中であり、今後公表するQ&A等において明確化する予定です。</p>
16	<p>元本の削減（第6条第4項第11号及び第18条第4項第11号）に関して、元本を回復させる商品設計が許容されると仮定した場合に、元本回復を行うための商品設計は具体的にどのように考えればよいか。</p>	<p>個別の商品設計については、個々のケースに応じて個別具体的に検討することになります。</p>

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
17	<p>「元本の削減等又は公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられなければ発行者が存続できないと認められる場合において、これらの措置が講ぜられる必要があると認められるときは、元本の削減等が行われる旨の特約が定められていること。ただし、法令の規定に基づいて、元本の削減等を行う措置が講ぜられる場合又は公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられる前に当該発行者に生じる損失を完全に負担することとなる場合は、この限りでない。」とあるが（第6条第4項第15号及び第7条第4項第10号並びに第18条第4項第15号及び第19条第4項第10号）、具体的な考え方を明示いただきたい。</p>	<p>現在検討中であり、今後公表するQ & A等において明確化する予定です。</p>
18	<p>「元本の削減」とあるが（第6条第4項第15号及び第7条第4項第10号並びに第18条第4項第15号及び第19条第4項第10号）、いったん元本が削減され、その後、発行者が存続できないと認められる状態が解消した場合には元本を回復させるという商品設計をしたとしても、この要件を満たすものと考えてよいか。</p>	<p>このような商品設計は認められないと考えられますが、今後公表するQ & A等において明確化する予定です。</p>
19	<p>他の金融機関等（第8条第6項第1号）の範囲を明確にしていきたい。</p>	<p>現在検討中であり、今後公表するQ & A等において明確化する予定です。</p>
20	<p>「連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合」とあるが（第8条第4項等）、具体的に明示いただきたい。</p>	<p>現在検討中であり、今後公表するQ & A等において明確化する予定です。</p>
21	<p>調整後少数株主持分等（第5条第1項第4号、第6条第1項第5号及び第7条第1項第5号）について（第8条第1項各</p>	<p>貴見のとおりです。なお、そのような取扱いが明確になるよう、関連条文を修正します。</p>

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
	号)、リスク・アセットに第三者持分割合を乗じて得た額が(特定)連結子法人等の少数株主持分等相当の各基礎項目の額を上回る場合には、対応する各基礎項目の額が上限となるという理解でよいか。	
22	<p>対象資本調達手段のうち調整項目に算入されなかった部分の額は、対応する通株式等 Tier 1 資本の 10%基準額又は 15%基準額を超えない部分の額であることから、この額を算出するためには 10%基準額(第 8 条第 7 項第 1 号及び同条第 9 項第 1 号)又は 15%基準額(第 8 条第 10 項第 1 号)を計算する必要がある。この 10%基準額又は 15%基準額は、普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額からその算出の段階における調整項目の額を控除した額に 10%又は 15%を乗じて得た額である。一方で、対象資本調達手段のうち調整項目に算入されなかった部分の額はリスク・アセットの額の算出対象となる。これらを前提として、以下の 2 つの項目について、具体的な計算手順はどのように考えればよいか。</p> <p>(i) 普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額のうち調整後少数株主持分の額(第 5 条第 1 項第 4 号)の算出に必要な特定連結子法人等のリスク・アセットの額(第 8 条第 1 項第 1 号ロ)</p> <p>(ii) 普通株式等 Tier 1 資本に係る調整項目の額のうち期待損失額から適格引当金の額を控除した額(第 5 条第 2 項第 1 号ニ)の期待損失額</p>	現在検討中であり、今後公表する Q & A 等において明確化する予定です。
23	バーゼル 3 テキストでは、繰延税金資産と繰延税金負債の相殺は、同一の税務当局によって課される税金に関連しており、	現在検討中であり、今後公表する Q & A において明確化する予定です。

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
	かつ、税務当局によって相殺が認められている場合に限られているが、告示での取扱いはどのように解すればよいか。	
24	会計基準では、繰延税金資産について、回収可能性が認められない部分である評価性引当額を算出することが必要であるが、その額を一時差異に係る部分とそれ以外の部分とに切り分けることが困難な場合には、比例配分等の合理的な方法により切り分け、それに基づき調整項目の額を算出することは可能か。	会計上の趣旨を逸脱しない限りにおいて、合理的な方法を用いることは可能であると考えられます。
25	「モーゲージ・サービシング・ライツ」とあるが（第5条第2項第1号イ（2）等）、これは、金融商品会計に関する実務指針第36項の「回収サービス権」のうち住宅ローンに係るものという理解でよいか。	貴見のとおりです。
26	「CVAの影響を勘案してはならない。」とあるが（第79条第5項）、どういう意味か。特に、カレント・エクスポージャー方式を用いる場合については、どのように計算することを意味するのか。併せて、第79条第6項との関係についても教示いただきたい。	CVAは、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合における公正価値評価額と、それを勘案する場合における公正価値評価額との差額をいいますが（第1条第77号の2）、第79条第5項は、会計上のCVAの影響を勘案せずに与信相当額を算出することを求めています。カレント・エクスポージャー方式（第79条の2）を用いる場合には、再構築コストの算出において、会計上で認識すべきCVA（の絶対値）を控除しないことが求められます。これは、第79条を含む第6章第5節において求めた与信相当額を、第8章の2におけるCVAリスク相当額の算出においても用いることとなりますが、バーゼル3テキストにおいて、CVAリスク相当額の算出にあたっては、会計上のCVAの影響を勘案しない場合の与信相当額を用いることが求められているからです。一方で、バーゼル3テキストでは、

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>カウンターパーティ・リスクの信用リスク・アセットの額の算出においては、会計上で認識しているCVA（の絶対値）を控除した与信相当額を用いることが求められていますが、我が国では時価評価においてCVAを認識する実務が根づいていないことや、CVA（の絶対値）を控除しなかった場合でも与信相当額がその分だけ大きくなり保守的な取扱いとなることを踏まえ、第79条第6項では、カウンターパーティ・リスクの信用リスク・アセットの額の算出においてCVAの影響を勘案し、CVA（の絶対値）を控除できる旨、定めています。</p>
27	<p>第270条の3第6項各号に掲げる取引の要件について、信用リスク削減手法（第6章第5節）と同様に別途要件を定める予定か。</p>	<p>バーゼル3テキストにおいても要件についての記述がないことを踏まえ、CVAリスクのヘッジを目的として取り組まれたヘッジ手段という要件（第270条の3第6項）を除いて、告示においても追加的に要件を定める予定はありません。</p>
28	<p>第270条の3第1項のM_iは、第158条第1項の実効マチュリティと規定されているが、契約上の支払債務の実効マチュリティを算出することができない場合は、第158条第2項の考え方を参照し、契約上定められたエクスポージャーの残存期間その他の保守的な値を用いることができると理解してよいか。また、保守的な値を用いる場合でも、残存期間が5年を超える場合には、5年とすることは可能と理解してよいか。</p>	<p>前段については、ご理解のとおりです。 後段について、残存期間が5年を超える場合に5年とすることは認められません。</p>
29	<p>標準的リスク測定方式（第270条の3）の掛目W_iについて、外部格付が無格付の場合には、どの信用リスク区分の掛目を適用すればよいか。</p>	<p>現在検討中であり、今後公表するQ&A等において明確化する予定です。</p>

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
30	「クレジット・スプレッドの加重平均に対応する信用リスク区分」とあるが（第 270 条の 3 第 3 項）、考え方を具体的に明示いただきたい。	「クレジット・スプレッドの加重平均」の算出に当たっては、各金融機関が適切に取得したスプレッドを用いることとなります。算出した「クレジット・スプレッドの加重平均」と等しい水準にあるクレジット・スプレッドを有する「信用リスク区分」に対応させることが必要となります。
31	信用リスク・アセットの額の算出において標準的手法を用いている場合には、適格金融資産担保付取引に用いる信用リスク削減手法として、包括的手法（第 6 章第 5 節第 3 款）と簡便手法（第 6 章第 5 節第 4 款）の 2 つの手法の使用が認められている。一方で、「第六章第五節第三款に規定する包括的手法を使用する場合の信用リスク削減手法を適用した後のエクスポージャーの額」とあるが（第 270 条の 3 第 4 項第 1 号）、包括的手法を使用する場合に限定されるのか。	包括的手法はエクスポージャーの額を調整する手法であるのに対し、簡便手法は信用リスク・アセットの額の算出において適用するリスク・ウェイトを調整する手法です。標準的リスク測定方式における CVA リスク相当額の算出では、エクスポージャーの額から与信相当額を求め、それに対し、所定のリスク・ウェイト W_i を適用することになります。このため、第 270 条の 3 第 4 項第 1 号では、エクスポージャーの額を調整する手法である包括的手法を使用する場合のみを規定しています。なお、簡便手法を使用している場合であっても、CVA リスク相当額の算出において包括的手法を使用することは差し支えありません。
32	「千億合衆国ドルに相当する額以上」とあるが（第 1 条第 37 号の 2 イ）、円建てで定義してもよいのではないか。	バーゼル 3 テキストではドル建てとされていることを踏まえ、今般の改正案では、ドル建てとしています。ただし、円建てを一律に否定するものではなく、その場合の考え方については、今後公表する Q & A 等において明確化する予定です。
33	非規制金融機関（第 1 条第 37 号の 2 ロ）の範囲を明確にしたい。	現在検討中であり、今後公表する Q & A 等において明確化する予定です。
34	非規制金融機関（第 1 条第 37 号の 2 ロ）向けのエクスポージャーについて、相関係数を 1.25 倍する必要があると考えるが、そのための規定が告示案から漏れているのではないか。	第 153 条第 3 項では、非規制金融機関向けのエクスポージャーも含めて相関係数を 1.25 倍することを定めています。

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
35	保証人及びプロテクション提供者の適格性要件が撤廃されているが（第 154 条第 1 項）、購入債権に係る保証における保証人の適格性要件（第 173 条第 1 項及び第 2 項）も同様に撤廃すべきではないか。	購入債権については、バーゼル 3 テキストにおいてバーゼル 2 テキストにおける取扱いを変更してはませんが、バーゼル 2 テキストにおいて各国の裁量により決定できるとされていることや、頂いたご意見を踏まえ、要件を撤廃するため、関連条文を改正します。
36	今般の改正告示の適用日が平成 25 年 3 月 31 日とされたことを踏まえ、現行告示の経過措置（証券告示（別紙 4）原始附則第 9 条）の期限を、適用日の前日である平成 25 年 3 月 30 日までとしていただきたい。	ご意見を踏まえ、関連条文を改正します。
37	証券化エクスポージャーに係る所要自己資本の額について、標準的手法が内部格付手法に比べ不利にならないよう、例えば、内部格付手法の場合（第 255 条）と同様に、原資産に対して算出される所要自己資本を上限とすることを可能にするなど、必要な規定を設けていただきたい。バーゼルテキストと異なる取扱いとなることを理由として困難となる場合でも、少なくとも国内基準においては、そのような規定を設けていただきたい。	今般の改正には直接関係ありませんが、今後の参考とさせていただきます。
38	<p>現在検討中とされる国内基準の見直しにあたっては、協同組織金融機関における組織特性等を勘案し、過度な規制によって中小企業等に対する円滑な資金供給が阻害されることのないよう十分配慮願いたい。</p> <p>また、協同組織金融機関が発行する優先出資については、「普通株式等 T i e r 1 資本」の構成要素とすることを認めていただきたい。</p> <p>加えて、見直し後の国内基準の適用にあたっては、相応の準</p>	今般の改正には直接関係ありませんが、国内基準の見直しにあたって、参考とさせていただきます。

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
	備期間や経過期間を設けていただきたい。	